

第6章 丹波市子どもの貧困対策の推進

1 本市における子どもの貧困をめぐる現状と課題

(1) 現状

子どもの心身の健全な成長を確保するためには、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握したうえで、適切な支援へつなぐ必要があります。また、乳幼児期から義務教育へ、さらには高等学校や大学への進学など、子どものライフステージに応じた長期的かつ継続的な支援体制の構築が必要となります。

本市においては、第2期丹波市子ども・子育て支援事業計画により、「みんなではぐくむ 子どもが夢をもっていきいきと輝く 丹(まごころ)の里」を基本理念に、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした子ども・子育て支援策を推進しており、社会的援助が必要な子どもとその家庭への支援も掲げています。

教育委員会部局や保健・福祉部局など、それぞれの制度を担当する部署においては、子どもの成長に必要な環境の整備や教育の充実に向けた事業、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のほか、生活困窮・ひとり親家庭などの子どもや家庭に対する相談支援、経済的支援、就労支援を行っています。

また、隣保館による「子どもの居場所づくり事業」では、小学3年生から中学3年生までを対象とした学習や生活支援、保護者への相談支援を行っています。

しかし、市全体として、子どもの貧困対策を総合的に推進するための体制が確立されていない状況にあります。

一方、地域では、丹波市社協「子ども食堂事業」による地域団体への支援、自治協議会等による学習支援や体験学習の場づくりなど、子どもの貧困のみならず、地域の状況に応じて、子どもたちを見守り育てるための様々な取り組みがなされています。

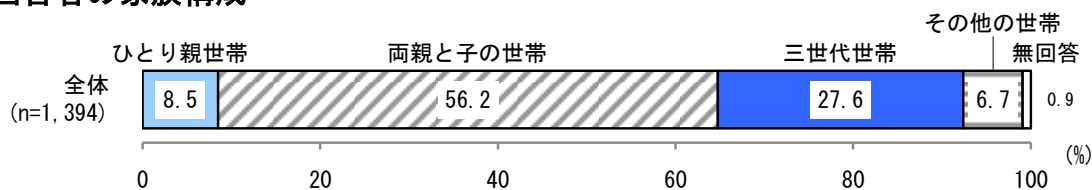
(2) 子どもの生活に関する実態調査

令和元年度(2019年度)に、子育て世帯の経済状況や生活状況などの実態を把握し、子どもの貧困対策を推進するため、「丹波市子どもの生活に関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

調査対象	小学5年生の児童 中学2年生の生徒	小学1年生、5年生の児童と 中学2年生の生徒の保護者
配布数	1,068人	1,549人
有効回答数	978人	1,394人
有効回答率	91.5%	89.9%

② 回答者の家族構成



- ・ 回答者の家族構成は、「両親と子の世帯」が半数を占めており、「ひとり親世帯」が8.5%となっています。

③ 保護者調査結果〔抜粋〕

ア) 相対的貧困率

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成30年(2018年)の日本の相対的貧困率は15.4%で、17歳以下の子どもを対象とした「子どもの貧困率」は13.5%となっています。また、ひとり親世帯の貧困率は48.1%(平成30年(2018年))と半数近くを占めています。

本市が調査した結果では、相対的貧困率は、9.0%で、そのうちひとり親世帯は38.8%となっています。

【参考】相対的貧困率と子どもの貧困率

国が公表している国民生活基礎調査における「相対的貧困率」は、所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合をいい、また、「子どもの貧困率」は、18歳未満の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

* 等価可処分所得

世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員数に影響されるので、世帯人員数で調整する必要がある。最も簡単なのは「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とすることであるが、生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方の生活コストが割高になることを考慮する必要がある。このため、世帯人員数の違いを調整するにあたって「世帯人員数の平方根」を用いている。

イ) 過去1年間に子どもが病院を受診すべきだが受診しなかった経験の有無

過去1年間に子どもが病院を受診すべきだが受診しなかった経験の有無については、「ある」が7.2%、「ない」が90.6%となっています。

ウ) 病院や診療所を受診しなかった理由

病院や診療所を受診すべきだが受診しなかったと回答した方にその理由についてたずねたところ、「受診する時間がなかった」が56.4%で最も多く、次いで「そのままでも問題がないと思った」が26.7%、「医療費の支払いが

不安だった」が5.9%となっています。

オ) 子育ての悩み

子育ての悩みについては、「進学や受験のことが心配である」が32.6%で最も多く、次いで「子どもに対するしつけや教育に自信がもてない」が29.7%、「子どもの教育費のことが心配である」が28.1%、「仕事が忙しく、子どもと過ごす時間が少ない」が19.9%となっています。

④ 小学生・中学生調査の結果〔抜粋〕

ア) 子どもたちの落ち着ける場所

落ち着ける場所があると答えた子どもは、小学生が94.1%、中学生が93.0%となっています。

落ち着ける場所については、小学生は「自分の家」が90.1%で最も多く、次いで「祖父・祖母の家」が3.4%、「友だちの家」が1.9%となっています。中学生は「自分の家」が88.4%で最も多く、次いで「祖父・祖母の家」、「友だちの家」がそれぞれ3.2%となっています。

イ) 行きたいと思う場所

地域にあれば行きたいと思う場所として、小学生は「勉強を無料で教えてくれる場所」に25.6%が「行きたい」27.6%が「少し行きたい」と答えています。「家以外で休日に過ごせる場所」には24.3%が「行きたい」、31.2%が「少し行きたい」と答えています。

また、中学生は「勉強を無料で教えてくれる場所」に27.6%が「行きたい」29.3%が「少し行きたい」と答えています。「家以外で休日に過ごせる場所」には30.1%が「行きたい」31.2%が「少し行きたい」と答えています。

(2) 課題

経済的な困窮により、生活の安定を保つことができない家庭があります。相対的な貧困による問題は外見的なところからでは気づきにくく、課題を抱えたまま孤立してしまうことがあるため、適切な支援を届けることが必要です。

一方、経済的な貧困に限らず、「病院の受診をする時間がない。」「仕事が忙しく子どもと過ごす時間が少ない。」という状況から、家庭で家族がゆとりを持って子どもに接する時間を確保するなど、安定した子育てができるより良い家庭環境づくりへの取組が必要です。

また、多くの子どもたちの一番落ち着く場所は、「自分の家」や「祖父母の家」などが挙がっていますが、地域の中での居場所があれば行きたいと思っている子どもも半数を占めている状況から、地域の人たちとのつながりのなかで子どもたちが様々な経験ができる仕組みづくりも必要です。

3 今後の取組み

本市の子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現をめざし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な成育環境の整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進するための体制を構築します。

支援の方針として、子どもの貧困対策に関する大綱の重点施策に基づく4つの柱と、子どもの貧困対策を推進するために重要となる各分野との連携を合わせた次の5つの柱に沿って取組みを推進します。

(1) 教育の支援

家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもが能力・可能性を最大限発揮し、それぞれの夢に挑戦できるよう、成長段階に応じたきめ細かな学習指導や学習機会の提供を行い、充実した学びの支援を推進します。

- ① 幼児教育・保育に係る無償化等の経済的負担の軽減及び幼児教育・保育の質の向上
- ② スクールソーシャルワーカー配置による学校と福祉部門との連携
- ③ 教育カウンセリング事業（スクールカウンセラー配置 等）
- ④ 就学援助事業等の実施
- ⑤ 奨学金の給付
- ⑥ 隣保館による子どもの居場所づくり事業
- ⑦ 生活保護制度による教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）

(2) 生活の支援

貧困にあえぐ世帯が日常生活において心理的・社会的に孤立してしまうことで、一層困難な状況に陥らないよう、関係団体・機関との連携のもと早期に発見に努めるとともに、支援が必要な人に制度を確実につなげることで生活面での支援を推進します。

- ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援に伴う困窮家庭の早期把握、早期支援（子育て包括支援センター）
- ② 子育てピアサポーターによる相談支援
- ③ スクールソーシャルワーカー等と連携した家庭児童相談事業の実施
- ④ 市内社会福祉法人等による身近な地域の相談窓口（よろずおせっかい相談所）
- ⑤ 地域住民や地域団体による「地域食堂・こども食堂」や学びの場

(3) 保護者に対する就労の支援

すべての子どもが心豊かな生活を送れるよう、それぞれの家庭の状況に応じた就労に関する支援を行い、生活の基盤を安定的に確保します。

- ① ひとり親の就労支援
(高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業 等)
- ② 親の学びなおしの支援
(ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)
- ③ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援、就労支援
- ④ ハローワーク、ワークサポートたんばと連携した就労支援

(4) 経済的支援

子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、経済的支援が必要な世帯の生活を下支えすることで適切な養育環境を確保します。

- ① 各種手当の支給(児童手当、児童扶養手当 等)
- ② 医療費の助成(乳幼児等・こども医療費、母子家庭等医療費 等)

(5) 多分野が連携する包括的な支援

幅広い分野での取組みを総合的に進めていくため、児童福祉、母子保健、教育等の関係機関や地域が連携した包括的・一元的な支援体制を整備するとともに、対応する相談機能等の充実を図ります。

- ① 庁内関係課による連携体制の構築
- ② 要保護児童対策地域協議会(たんば子ども安心ネット)との連携
- ③ 民生委員・児童委員、自治協議会等地域の団体等とのネットワークづくり

